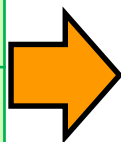


# 特定不妊治療費助成事業が拡充されます

特定不妊治療費助成事業とは・・・高額な医療費がかかる、体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成する事業です。

## これまでの助成制度

拡充助成の対象となる治療	—
年齢要件	43歳未満
所得要件	夫婦合計所得 730万円未満
助成回数 (治療開始における妻の年齢で異なります)	40歳未満：最大6回 40～42歳：最大3回
助成金額 (上限)	初回30万円、2回目以降15万円 男性不妊治療も同様
助成対象者	法律上の婚姻をしている夫婦



## 拡充後の制度

令和3年1月1日以降に治療が終了したものが対象
43歳未満
撤廃
助成回数は変わりませんが、 出産等で助成回数がリセットされる場合があります
30万円 (治療のステージによって異なります)
「婚姻の届出を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦」も対象に追加

【問合せ先】熊本県 子ども未来課 096-333-2209  
熊本市 子ども政策課 096-328-2156(熊本市にお住まいの方)

詳しくは県のHPを  
ご覧ください。

